

訪問看護（予防）重要事項説明書

合同会社RIKIみれい営む訪問看護ステーション未来（以下、「事業所」といいます）はご利用者様（以下「利用者」といいます）に対して訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

第1条【目的・基本方針】

事業所は指定訪問看護の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対して、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

在宅療養をしている利用者に、主治の医師が必要と認めた利用者に対し、健康を増進し、疾病の予防、健康を回復し苦痛を軽減すること等、適切な事業を提供することを目的とします。

第2条【サービス提供事業所の概要】

事業所名 合同会社 RIKI みれい
訪問看護ステーション未来

設立日 2023年4月1日

所在地 沖縄県那覇市泉崎2丁目22番地9号
メゾン泉101号

連絡先 電話番号 098-995-9840
FAX 098-995-9847

サービス提供地域 那覇市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町
(それ以外の地域も相談に応じる)

第3条【営業日及び営業時間】

①営業日：月曜日～土曜日（日曜、祝日、12/31～1/3、旧7/15を除く）

②営業時間：午前9時00分～午後5時00分

③サービス提供時間：午前8時00分～午後8時00分

営業時間外も相談可能

注）営業時間以外は契約時に提示する携帯番号にて対応いたします。

注）台風、地震その他天災等、サービス提供不可の場合もあります。

第4条【職員体制】

資格

職員計

管理者 看護師

1人

- ①管理者は従業員及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元化を行う
②管理者は、事業所の従業員に対し基準を遵守させるために必要な指導命令を行う

看護職員 看護師
准看護師

2.5人以上

- ①看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書又は、介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる

第5条【提供するサービス内容】

- | | | |
|----------------------------|------------------|----|
| ①病状・症状の観察
ターミナルケア | ⑤リハビリテーション | ⑨ |
| ②清潔保持（清拭・洗髪・入浴）
その他医療処置 | ⑥カテーテル管理 | ⑩そ |
| ③食事・排泄・睡眠・日常生活支援 | ⑦認知症ケア | |
| ④褥瘡・創の予防・処置 | ⑧療養生活・介護方法の指導・相談 | |

第6条【利用料金】

- ①介護保険適応 ②医療保険適応 ③保険適応外
適応する保険を確認します。

第7条【主治医との関係】

事業所は、主治医から指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。事業所は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し密接な連携を図ります。

第8条【訪問看護計画書及び訪問看護報告書】

事業所は利用者のご希望、医師の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標及び具体的なサービス内容を記載した訪問看護計画書を作成するものとします。

事業所は訪問看護計画書の作成にあたって、その内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、その同意をいただくとともに、作成した訪問看護計画書を作成するものとします。

事業所は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成するものとします。利用者の要望等により訪問看護計画書の変更または中止の必要がある場合には、状況等を踏まえて協議し、医師又は居宅介護支援事業所の助言及び指導等に基づいて、訪問看護計画書を変更又は中止するものとします。

第9条【キャンセル料】

利用者の都合によりキャンセルした場合は次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の病状の急変、やむを得ない事情の場合は不要です。

訪問予定日の前日までに申し出がある場合 無料

訪問予定日の当日及び訪問看護師を派遣した後 所持する利用料の負担割合に応じる

第10条【お支払い方法】

利用実績の1か月ごとの請求とします。請求書は、利用翌月の10日～15日までにご自宅に郵送もしくは、訪問時に手渡しいたします。事業所が指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。

・お振込みに手数料がかかる場合には、その手数料は利用者負担とさせていただきます。

＊入金後領収書発行いたします。

①口座引き落としでのお支払い 当社指定の口座振替依頼書

②口座振り込みでお振込みご希望の場合

銀行 琉球銀行

(普) 506596

口座名 合同会社RIKIみれい
代表社員當眞麗

第11条【交通費】

事業所の実施地域にお住まいの方は無料です。

事業所の実施地域以外にお住まいの方は、事業所に対して交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は、サービス実施地域を超えた地域から目的地までの区間における往復の公共交通機関利用実費又は自動車使用時の経費「10円/km」（消費税込み）となります。従事者がサービスを提供するため利用者宅に自動車で訪問する場合においてその自動車をやむを得ず有料駐車場に駐車する場合には、その駐車料金代は、利用者に負担していただくものとします。

第12条【サービス内容に関する苦情等相談窓口】

①当事業所窓口

苦情等相談受付担当者
相談・受付時間
電話番号
②09049948868

當眞 麗
午前9時00分～午後5時00分
①09085628810

②事業所以外の窓口

市町村（那覇市）
0988629010
広域連合
0989117502
沖縄県国民保険団体連合会
0988609026
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会
0988825704

ちゃーがんじゅ課
沖縄県介護保険広域連合
介護サービス苦情窓口

第13条【緊急時や事故発生時の対応】

事業所は、サービス提供中又はサービスの提供により、利用者の容態に急変が生じ、又は事故発生した場合その他必要な場合には、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医へ連絡を行い指示を求め、市町村・居宅介護支援事業所・ご家族へ連絡する等処置を講ずるものとします。

事業所は利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。

第14条【身体拘束の禁止】

事業所はサービス提供にあたり利用者の身体に危険が生じる様な緊急時を除いて、身体拘束をすることはありません。

事業所は身体拘束廃止に関する研修を定期的実施いたします。事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き利用者者に対する具体的拘束その他の行動を制限する行動を行いません。

やむを得ず、身体拘束を行う場合には身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、

拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録・検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとします。

第15条【認知症ケアについて】

事業所は、認知症に関する十分な知識と理解を習得し、専門性と資質の確保・向上を目的とした研修を定期的実施します。

事業者は、認知症に関する知識と理解を習得し、専門性と資質の確

保。向上を目的とし定期的に研修を実施します。

認知症高齢者への対応として、総合的なアセスメントを踏まえ環境、チームケアを統一することで、認知症高齢者のニーズに即した生活支援を行います。

パーソンセンタードケア（いつでも どこでも その人らしく）本人の自由意志を尊重したケアを実践していきます。

第16条【利益供与の禁止】

事業所は、利用者からの接待、贈与、商品、金品その他財産を収受しない。また、関係事業所からの利益供与・利益収受を禁じ致します。

第17条【事業所及びサービス従事者の義務】

事業所は、サービス事業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理及び設備・備品等の衛生的な管理に努めます。

事業所は、サービス提供にあたり緊急時の連絡先として、主治医を確認するなどして医師及び医療機関等へ連絡体制の確保に努めます。

事業所は利用者の訪問看護記録を作成します。

①訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

②訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

③提供した具体的なサービスの内容等の記録

④苦情の内容等に関する記録

⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑥緊急時やむを得ない場合に身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする

完結の日から5年間保存いたします。また利用者・ご家族の請求に応じてこれを開示するものとします。

第18条【個人情報の使用及び秘密の保持】

事業所及びその従事者は、利用者及びそのご家族の個人情報をサービス提供のために必要な範囲内において、使用、提供、収集させていただくとともに、利用者及びそのご家族には、予めこれに同意するものとします。また、サービス提供するうえで知りえた利用者及びそのご家族の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさないものとします。

この守秘義務は従事者退職後及び本契約終了後も同様とします。

第19条

・本契約で定められた業務以外にサービス従事者に依頼することはできません。

・担当となるサービス従事者の選任及び変更は事業所が行うものとし、指名することはできません。

・訪問予定時間は交通事情、その他緊急事態に備えて前後することがあり

ますので予めご了承ください

第20条【サービス料金】

料金表（別紙）にて説明いたします。

（保険外サービス）

給付限度額を超えた場合	全額自己負担
エンゼルケア（死後の処置）	10000円 （メイク・着替え・清拭） 15000円 （上記+入浴、洗髪込み）

・公的介護保険又は医療保険が適応される場合には、消費税はかかりません。これに対し公的保険適応されない場合は、サービス利用料金全額が自己負担となり別途消費税がかかる場合がございます。

・本契約の有効期間中、介護保険法その他医療費の改正により、サービス利用料金又は利用者負担額の改定が必要になった場合には、改定後の金額を適応するものとします。この場合事業所は法令改定後速やかに利用者に対し、改定施行時期及び、改定後の金額を通知するものとします。

・サービスが准看護師の場合は、上記料金の90%となります。

・特別管理加算は以下に該当する利用者に対して、計画的な管理を行った場合において1か月に1回加算されます。

特別管理加算（Ⅰ）

500円	在宅悪性腫瘍患者指導管理 在宅気管切開指導加算 気管カニューレ又は留置カテーテル
250円	在宅腹膜灌流指導加算 在宅酸素療法指導加算 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺

高血圧患者指導管理

もの

・人工肛門、人口膀胱を設置している

・真皮を超える褥瘡の状態

・点滴注射を週3回以上行う必要がある
と認められる状態

第21条【感染症対策強化】

事業者は、看護職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備備品等については、衛生的な管理に努めるものとします。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に挙げる措置を講ずるものとします。

①事業所における感染症のまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるようにする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

（3）事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施いたします。

第22条【虐待の防止のための措置に関する事項】

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。

②虐待の防止のための指針を整備する。

③事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

④虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者 當眞麗

⑤苦情解決体制を整備しています。

⑥従業者に対する虐待防止を普及するための研修を実施しています。

⑦成年後見制度の利用を支援します。

⑧介護相談員を受け入れます。

当該事業所従業者による虐待、または利用者を養護する立場のある者による虐待を受けたと思われる「利用者」を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報します。

第23条【ハラスメント防止対策について】

事業所は、適切な訪問看護を提供する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第24条【その他運営についての留意事項】

ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るた

めに次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

- (1) 採用後6ヶ月以内の初任研修
- (2) 年2回の業務研修

第25条【業務継続計画の策定】

事業者は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図る計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 2) 定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
- 3) 大規模災害や感染症発生、交通災害等により職員が不足し通常の訪問看護が提供できない場合もあります。有事の際の対応を利用者と相談して必要な措置を講ずるものとする。

第26条【地域との連携】

事業所は利用者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主治医、ケアマネージャー、地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業所と連携して支援します。必要に応じて利用者の健康状態や生活状況について関係機関と情報を共有し、適切なサービスが受けられるよう調整します。

第27条【重要事項の変更について】

この「重要事項説明書」に記載された内容の変更が生じた場合は、利用者に書類を交付し、口頭で説明を行ない、同意の欄に署名をいただきます。

※訪問看護計画書・報告書をはじめとする記録は、条例に従い5年間保存する事とする。

以上、訪問看護の開始において、利用者に対して、契約書及び本書面に沿い、重要事項を説明しました。

事業所は利用者又は家族に対し、本重要事項説明書により重要事項を説明し、交付いたしました。本書は2通作成し、本事業所及び利用者双方は記名の上、各1通を保管するものとします。

説明日

令和

年

月

日

ご利用者様

住所

氏名

代理人様

住所

氏名

本人との関係（ ）

ご家族様

住所

氏名

本人との関係（ ）

サービス提供事業所
来

合同会社RIKIみれい 訪問看護ステーション未

説明者

代表社員

當眞麗

ご利用者様の個人情報に関する同意書

【個人情報の取扱いについて】

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

【個人情報利用目的】

事業所内での利用目的

- ・適切なサービスを円滑に行うため、事業所内で情報共有や職員研修をするため
- ・利用者に提供する介護サービスの記録を行うため
- ・サービス提供に掛かる請求業務の事務手続きのため
- ・サービス利用にかかわる管理運営のうち入退所等の管理、会計・経理・事故発生の報告のため

他の事業所への情報提供を行う目的

- ・他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）

照会への回答のため

- ・テレビ電話装置などを活用した他の居宅サービス事業所や病院施設との連絡、説明、報告のため
- ・ご家族及び後見人様等への説明、報告のため
- ・利用者かかりつけ医、及び事業者協力医療機関への連絡のため
- ・損害賠償保険等にかかる保険会社等への相談、又は届出のため

上記以外の利用目的

- ・当社にて行われる実習生及びボランティア受け入れのため
- ・法令上義務付けられている、関係機関（行政・医療・警察・消防等）から依頼があった場合

年 月 日

事業所住所 沖縄県那覇市泉崎2丁目22番地9号
 メゾン泉 101号

法人名 合同会社RIKIみれい
 訪問看護ステーション未来

ご利用者様

住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

()

本人との関係

ご家族代表

住所

氏名

印

関係 ()

本人との